

高 齢 者 福 祉

本事業の窓口は

「福祉共生部健康推進室いきいき高齢者支援課」

高齢者支援担当 **☎** 5 5 9 - 5 0 7 0

生涯学習担当 **☎** 5 5 9 - 1 5 8 7

F A X 5 6 3 - 7 7 7 6

他の機関が担当する場合のみ窓口を明記しています。

「“介護予防”に重点をおいた高齢者保健福祉サービス」

高齢化の進展や生活習慣の多様化が進む中、介護が必要な高齢者を社会で支える介護保険事業の実施とあわせ、高齢者が長く健康で、いきいきとした生活を過ごすことができるよう、介護予防や生活支援を目的とした事業、ご家庭で介護している介護者を支援する事業などを行っています。

【健康・生きがいをづくりのためのサービス】

1. 事業（地域包括支援センター・高齢者支援センター事業）

健康でいきいきとした生活が送れるよう、地域の通いの場を対象に「フレイル予防教室」を開催します。

(1) 対象者

地域の通いの場に参加する高齢者

(2) 費用

無料（教室の内容により実費負担が必要な場合があります。）

2. 食生活改善支援サービス

低栄養・低体重など栄養摂取、食習慣に課題のある高齢者の身体の栄養状態を良好に保つことで生活機能の維持向上を図るため、栄養士がご家庭を訪問しアドバイスを行うサービスです。

(1) 対象者

低栄養・低体重など栄養摂取、食習慣に課題のある65歳以上の高齢者で栄養指導の効果が期待できる人

(2) 費用

無料

3. 高齢者つどいの広場

高齢者の仲間づくりや生きがいをづくりの高揚を促進するため、総合福祉保健センターでつどいの広場事業を開催します。

(1) 対象者

概ね65歳以上の人

（但し、移動など日常生活上介助が必要とされる場合、介助者が同行できる人）

(2) 開催場所と開催日

- ・総合福祉保健センター集会室：原則毎月第1～4月曜日 10：00～12：00
- ・囲碁、将棋コーナー
- ・その他趣味やおしゃべり等自由に過ごすコーナー
- ・カラオケコーナー ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため休止中。

- (3) 費用
無料

4. 食の自立支援サービス

栄養バランスのとれた食事を調理して、定期的に家庭を訪問して食事を提供するとともに、利用者の安否確認を行います。健康状態に異常が見られる場合には関係機関に連絡をとります。また、可能な限り「食事をつくる」能力を維持して健康で自立した生活を継続できるよう支援します。

- (1) 対象者
定期的な食事の確保や安否確認を必要とする、65歳以上のひとり暮らしの人や高齢者のみの世帯の人など
- (2) 内容
1日1食（夕食）の配達。（但し、日曜日と1/1～1/3は利用できません。）
- (3) 費用
1食あたり 490円

【介護予防・日常生活支援総合事業のサービス】

5. 通所型サービスB（高齢者ふれあいデイサービス）

在宅で生活する虚弱な高齢者や軽度認知症高齢者、閉じこもりがちな高齢者等を対象に地域の一般家屋等比較的小規模な空きスペースを活用し、利用者の個別性を重視したミニデイサービスを行います。

- (1) 対象者
総合事業対象者（要支援1、要支援2及び基本チェックリスト該当者）
- (2) 内容
創作活動や体操、人との交流を通じて、心身機能の維持向上を図ります。
- (3) 費用
1日あたり500円以下の負担有（食事代別）

6. 訪問型サービスB（生活支援型サービス）

在宅で生活する高齢者が、住み慣れた家でできるだけ長く自立した生活を送ることができるよう、家事の援助など生活上必要な支援を行います。

- (1) 対象者
総合事業対象者（要支援1、要支援2及び基本チェックリスト該当者）
- (2) 内容
生活支援員が家庭を訪問し、本人や家族で困難な掃除・洗濯等の家事援助を行います（身

体介護は行いません)。

(3) 費用

一回あたり200円の負担有(その他実費費用が発生した場合は自己負担有)

【家庭で介護している人へのサービス】

7. 家族介護用品支給サービス

寝たきりや認知症の人在宅で介護する世帯に対し、家庭介護用品(紙おむつなど)を現物支給し、経済的な負担の軽減を行うサービスです。

(1) 対象者

65歳以上で、おむつを必要とする寝たきりや認知症の人(要介護4または要介護5)を同居で介護している市民税非課税世帯

(2) 内容

1ヶ月あたり6,250円を限度に紙おむつ等を宅配

8. 徘徊高齢者家族支援サービス

認知症等により行方不明となる可能性がある高齢者を介護する方に、小型GPS端末を貸与して早期発見につなげ、安心して介護できる環境を整備するサービスです。

(1) 対象者

下記の要件をすべて満たす方が対象となります。

- ① 三田市在住の介護保険被保険者で、在宅で介護を受けている方
- ② 三田市で要支援・要介護認定をお持ちの方
- ③ 認知症等により帰宅困難となる恐れがある方

(2) 内容

貸与した小型のGPS端末を高齢者に持ち歩いていただくことで、家族等がお持ちのスマートフォンで居場所を捜索することができます。

(3) 費用

無償(初期登録料、月額利用料、バッテリー交換料は市が全額負担します。)

※故障及び紛失の際は、再登録の費用を利用者に負担していただきます。

【安心して生活を送るためのサービス】

9. 緊急通報システム機器設置サービス

家庭で安心して生活できるよう、緊急通報機器を設置し、急病の際に押しボタンで通報を送り、近隣協力員の協力を得て救援されるサービスです。

(1) 対象者

65歳以上の日常生活の中で常時注意が必要な慢性疾患のあるひとり暮らしの人や高齢者のみの世帯の人など

(2) 内容

緊急通報機器を貸与します。

(3) 費用

利用者の世帯の生計中心者の前年度分所得税が課税の場合は月額 500 円、非課税の場合は無料です。

10. 住宅改造費助成サービス

介護保険の要支援・要介護認定を受けた方が、自宅で日常生活を営む上で支障がある場合に、自立心を持って生活できる住宅環境を整備し、住み慣れた住宅で安心した生活が送れるよう、住宅改造に必要な経費を助成します。また、改造に関する相談・助言も行っています。

(1) 対象者

要介護認定または要支援認定を受け、介護保険制度による住宅改修を行い、かつ改造が必要な人など（所得制限等があります）

昭和 56 年 5 月以前に建築された戸建て住宅に関しては、耐震診断を受けることが必要となります

（介護保険サービスの住宅改修とあわせて実施するサービスです。）

(2) 内容

スロープの取付など屋内外の比較的大規模な改造等を対象として、800,000 円を限度に助成します。

（但し、所得制限があり、課税状況に応じて助成率も異なります。）

・**高齢者住宅バリアフリー化助成** 現在居住している住居で自立した生活を今後も送るために住宅をバリアフリー化する場合、その費用の一部を助成します。

(1) 対象者

65 歳以上の高齢者がいる世帯（所得制限等があります）

(2) 助成要件

(ア)浴室・洗面(イ)便所(ウ)玄関(エ)廊下・階段から 2 か所以上の手すり取付、または屋内の段差解消工事を行うことが必要です。また、昭和 56 年 5 月以前に建築された戸建て住宅に関しては、耐震診断を受けることが必要となります。

助成対象となる費用の合計額に応じた額の助成を行います。

（助成対象費用の合計額が 75,000 円未満は対象外）

11. 高齢者住宅等安心確保事業（シルバーハウジング）

高齢者世話付住宅にお住まいの人に対して生活援助員を派遣し、入居者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、定期的な訪問や支援などを行います。

(1) 対象者

高齢者世話付住宅に居住する高齢者

(2) 内容

生活援助員が定期的な訪問や相談・支援を行います。

(3) 費用

世帯の生計中心者の前年度分所得税の課税状況に応じた自己負担額が必要です。

【高齢者に関する総合相談窓口】

12. いきがい応援プラザ～HOT～

平成28年10月から三田市まちづくり協働センター内に、高齢者が生涯現役でいきがいを持って活躍していただくための総合相談窓口として設置しています。

主な業務としては、窓口相談、高齢者に関する情報収集・提供、関係機関との連携等で、「いきがい応援バンク」の設置、「いきがい応援セミナー」の開催、シニアのためのいきがい応援マガジン「ほっとHOT通信」の発行などの事業を行っています。

・所在地：三田市駅前町2番1号 まちづくり協働センター（キッピーモール6階）

・休所日：土曜・日曜・祝日・12月29日～1月3日

※原則月1回土曜日に臨時開所日を設けます（詳しくはホームページで）

・業務時間：10時～17時

・ホームページ：<https://www.hot-sanda.com>

〔窓 口〕

いきがい応援プラザ～HOT～

TEL 559-6800

FAX 563-8001

Eメール ikigai_ouen@city.sanda.lg.jp

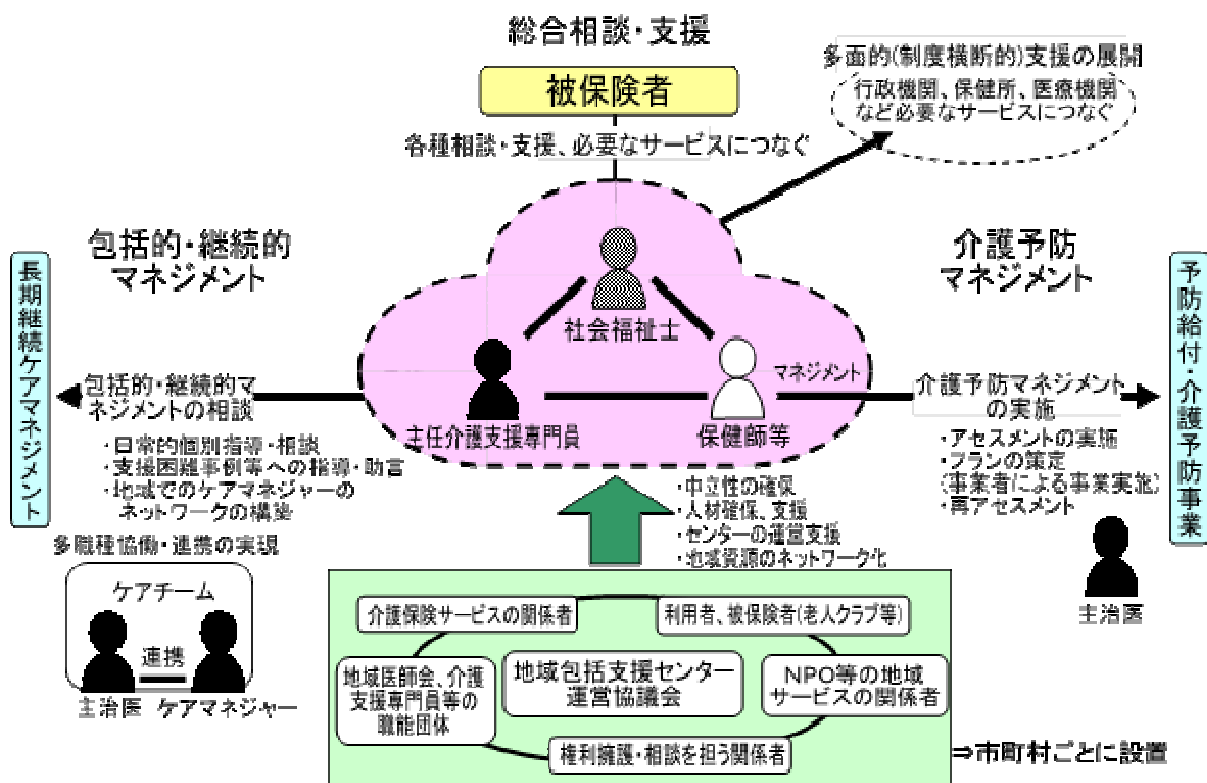
13. 三田市地域包括支援センター・フラワー地域包括支援センター・ウッディ地域包括支援センター・藍地域包括支援センター

平成18年4月より介護保険制度が介護予防を重視する仕組みに改正されたことに伴い、設置しています。地域高齢者の心身の健康維持や生活の安定のために必要な援助、支援を包括的・継続的に支えるための地域包括ケアの拠点として、市が責任主体として地域包括支援センターを整備しています。

主な業務として、高齢者虐待、成年後見制度などの権利擁護に関する業務、市内のケアマネジャーの支援に関する業務、市内全域を対象に要支援1・2に認定された人に対するケアマネジメントに関する業務等を行います。

なお、高齢者に関する総合相談窓口としては、他の2か所の高齢者支援センターとともに一体的に介護予防に取り組みます。

<地域包括支援センターの概要>



14. 高齢者支援センター運営事業

高齢者支援センターは、高齢者に関する総合相談窓口として市内2か所に設置し、高齢者保健福祉サービスに伴う調整、介護や権利擁護に関する相談、地域包括ケア体制の推進、介護予防を目的とした事業などを行っています。

地域包括支援センター・高齢者支援センター一覧

<ul style="list-style-type: none"> ● 三田市地域包括支援センター 川除675番地 三田市総合福祉保健センター内2階 TEL 559-5941 FAX 559-5707 [担当地区: 三田、三輪南 (三輪・松が丘校区)]
<ul style="list-style-type: none"> ● フラワー地域包括支援センター 富士が丘5丁目17番地3 特別養護老人ホーム ゼフィール三田内 TEL 553-3600 FAX 553-3601 [担当地区: フラワータウン]
<ul style="list-style-type: none"> ● ウッディ地域包括支援センター けやき台1丁目4番地1 ウッディタウン市民センター内 TEL 553-1077 FAX 553-7023 [担当地区: ウッディタウン、カルチャータウン]
<ul style="list-style-type: none"> ● 藍地域包括支援センター 下相野1460番地1 特別養護老人ホーム さんすい園内 TEL 568-3900 FAX 568-0810 [担当地区: 藍]
<ul style="list-style-type: none"> ● 三輪北・小野・高平高齢者支援センター 小野1139番地1 特別養護老人ホーム サンウエスト内 TEL 560-3080 FAX 560-3071 [担当地区: 三輪北 (志手原校区)、小野、高平]

● 広野・本庄高齢者支援センター
 下内神525番地1 三田高原病院内
 TEL 567-6666 FAX 567-5561
 [担当地区：広野、本庄]

15. 成年後見制度利用支援事業（市長申立て）

成年後見制度とは、認知症高齢者や知的障害者等、判断能力が無いまたは不十分な状態にある人や、契約時に判断能力はあるが、将来低下した場合の財産管理、介護等の契約、遺産分割等の法律行為等を本人に代わって成年後見人等が行う制度です。

制度は「任意後見制度」と「法定後見制度」の二つに分類され、いずれも家庭裁判所へ後見人等の選任の申立てが必要です。「任意後見制度」は判断能力がある間に、将来判断能力が低下したときに備え、自分で後見人を選んで自分に必要な法律行為を行ってもらうことを契約しておく制度です。「法定後見制度」は、判断能力がないまたは不十分な人が対象で、本人・配偶者・四親等内の親族等が後見等開始の審判を申立てます。市では、成年後見制度の利用支援として、制度の利用に関する相談業務や啓発を行うほか、四親等内の親族がいない等の一定の要件により、市長による申立てを行います。

〔窓 口〕

認知症高齢者等	いきいき高齢者支援課	TEL 559-5070
知的及び精神障害者	障害福祉課	TEL 559-5075

【その他の制度やサービス・活動など】

16. 老人ホーム

(1) 老人ホームの種類

① 養護老人ホーム

65歳以上の人で、身体上や精神上または環境上の理由並びに経済的理由などのため、居宅での養護が受けられない場合に対応する施設です。

〔窓 口〕

いきいき高齢者支援課 TEL 559-5070

② 特別養護老人ホーム

65歳以上の人で、身体上または精神上著しい障害があるため、常時介護する必要があるにもかかわらず、居宅で介護が受けられない場合に対応する施設です。原則として、介護保険制度による利用となります。

〔窓 口〕

介護保険課 認定給付係 TEL 559-5078

③ 軽費老人ホーム

60歳以上の人で、家庭環境、住宅事情の理由により居宅において生活することが困難

な場合に低額な料金で利用して、給食その他日常生活上必要な便宜を供与する施設です。

【窓 口】

いきいき高齢者支援課 TEL 559-5070

(2) 養護老人ホーム入所者に対する法外援助

①無年金者にかかる日用品費

市から養護老人ホームに入所した無年金者に対し、日常生活費の一部として老人福祉施設入所者福祉金を支給しています。

・支給額（月額） 10,000円（平成21年度～）

17. 老人クラブ

年間を通じて地域の高齢者が自主的に集まり、自ら老後の生活を健全で豊かなものにするために組織された団体で、現在市内には47クラブがあります。

主な活動は、生きがいを高め社会に貢献する教養講座開催事業や社会奉仕活動、スポーツや健康料理教室などの健康増進事業、子どもたちの健全な育成や豊かで活力のある長寿社会づくりなどに寄与するふれあい推進事業です。加入申し込みは、各地区の老人クラブにお問い合わせください。

18. 公益社団法人三田市シルバー人材センター

地域の高齢者が共働・共助しあうことによって、就業を通じて福祉の増進を図りながら自主的に運営する団体です。高齢者の就業機会の拡大と生きがいの充実を図り、活力ある地域づくりに寄与することを目的としています。地域社会に密着した高齢者にふさわしい臨時的かつ短期的またはその他の軽易な仕事を家庭、事業所、公共団体などから引き受け、会員の希望や経験、能力に応じて仕事を提供しています。

会員は市内にお住まいの、おおむね60歳以上の健康で働く意欲のある方が入会できます。

（昭和63年10月開設、平成2年10月法人化）

(1) 主な仕事内容

- ・ 大工工事、左官、塗装、植木の剪定等、技能を要する作業
- ・ 除草、屋内外清掃、包装・梱包、生産補助作業等の軽作業
- ・ 駐輪場、駐車場、公園等の施設管理
- ・ 集配、チラシ配布
- ・ 筆耕、宛名書き
- ・ 留守番、子守り、付添い、家事手伝い
- ・ 襖・障子の張替え

(2) 問い合わせ先

（公社）三田市シルバー人材センター

三田市あかしあ台5丁目32番地2

TEL 564-7501 FAX 553-1300

19. 高齢者運賃助成

高齢者(70歳以上)の人に社会参加や健康づくり、生きがいづくり等、外出の機会を多く持っていただくために、バス・鉄道・タクシー運賃の助成を行います。

(1) 対象者

令和3年3月31日時点において70歳以上の人かつ令和3年4月1日現在三田市内に住所を有する人

(2) 利用可能な交通機関 *市内で乗車または降車する場合に限りです。

(バス)

・神姫バス・阪急バス・神姫グリーンバス

(電車)

・神戸電鉄

(タクシー)

・一般タクシー：市内3社

・介護・福祉タクシー：35社 (R4.2.1現在)

(3) 運賃割引証

○ 500円割引証 15枚

(4) 利用方法

○ 三田市高齢者バス運賃助成特別乗車券セット・神戸電鉄三田市福祉乗車券セット(各3,000円分)を割引証3枚と1,500円の自己負担で購入できます。

○ 神姫バス株式会社発行のNicoPa(ニコパ)カードに、割引証1枚と500円の自己負担で1,000円分のチャージができます。

○ タクシーでは、利用料金に応じた割引証の使用により運賃が割引されます。

(使用できる割引証の枚数)

初乗りから1,999円の場合	1枚
2,000円から2,999円の場合	2枚
3,000円以上の場合	3枚

差額は自己負担

※ 他の割引サービスと併用できない場合があります。

〔窓 口〕

交通まちづくり課 TEL 559-5058 FAX 559-7400

20. 認知症サポーター養成講座

認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する「認知症サポーター」を養成する講座です。

(1) 対象者

三田市に住所、勤務先を有する人、又は市内の学校に在籍する人。

(2) 内容

兵庫県が養成したキャラバン・メイトを講師とした1回1時間～1時間30分程度の講座です。

- (3) 費用
無料

〔窓 口〕

三田市地域包括支援センター TEL 559-5941
FAX 559-5707

21. もの忘れ相談

認知症高齢者、若年性の認知症の人や家族など、尊厳を保ちながら住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう、認知症の専門家による相談を行い、適切な医療やサービスへ繋ぐための相談を行います。

- (1) 対象者
三田市在住で、認知症の人（不安がある人、認知症のおそれがある人）、そのご家族
- (2) 内容
認知症疾患医療センター指定兵庫中央病院医師で認知症専門医師による相談
- (3) その他
予約制、無料

〔窓 口〕

三田市地域包括支援センター TEL 559-5941
FAX 559-5707

22. 三田市雇用・生活支援相談所

- (1) 業務内容
◎ 雇用に関する諸制度についての相談及び情報の提供
- (2) 相談時間
月曜日～金曜日の平日 9:00～12:00 12:45～17:30
(土、日、祝日及び年末年始は休み)
- (3) 所在地
三田市三輪2丁目1-1 三田市役所本庁舎5階
TEL 559-5085 FAX 559-5024
- (4) 運営
三田市

23. 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、75歳以上の人及び65歳以上で一定の障害があり、申請により広域連合の認定を受けた人を対象とした医療保険です。

兵庫県内の全ての市町が加入する「兵庫県後期高齢者医療広域連合」が運営主体となり、被保

険者の認定や保険料の決定、医療の給付等を行い、市町は被保険者証の引渡し、被保険者からの各種届出や申請などの受付、保険料の徴収を行います。

★被保険者 すでに 75 歳以上の人は平成 20 年 4 月 1 日から、それ以外の人は 75 歳の誕生日から後期高齢者医療制度の被保険者になります。65 歳以上で一定の障害があり、申請により広域連合の認定を受けた人（※）は認定日から被保険者となります。

（※） 65 歳以上で一定の障害がある人

- ① 障害基礎年金証書の等級が 1～2 級の人
- ② 身体障害者手帳 1～3 級の人と 4 級の人の一部
- ③ 精神障害者保健福祉手帳 1～2 級の人
- ④ 療育手帳重度(A)判定の人

★保険料 広域連合が 2 年ごとに保険料を決める基準（保険料率）を設定します（兵庫県内は原則均一）。被保険者一人ひとりが保険料を納めます。また、保険料の納付方法については、原則として年金から徴収されますが、申請により口座振替による納付へ変更することができます。

1 人あたりの保険料額（令和 2・3 年度）＝ ① ＋ ②（上限：64 万円）

所得割（所得に応じて）・・・①	（前年の総所得金額等－基礎控除 43 万円）×10.49%
均等割（1 人あたり）・・・②	51,371 円

ただし、制度加入前日に被用者保険の被扶養者であった人は、所得割額はかからず、均等割が 5 割軽減されます。

また、所得の低い人は、世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等に応じて均等割額の 7 割・5 割・2 割が軽減されます。

★自己負担割合及び自己負担限度額

外来・入院ともにかかった費用の 1 割負担（現役並み所得者は 3 割負担）です。また、同一月内に、次の表の自己負担限度額を超えて一部負担金を支払ったときは、申請により超えた額を支給します。

〈高額療養費〉

適用区分		自己負担限度額（月額）	
		外来（個人ごと）	外来＋入院（世帯単位）
現役並み所得者（※1）	Ⅲ	252,600円＋（総医療費－842,000円）×1% [年4回目以降：140,100円]	
	Ⅱ	167,400円＋（総医療費－558,000円）×1% [年4回目以降：93,000円]	
	Ⅰ	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1% [年4回目以降：44,400円]	
一般		18,000円 【年間上限 144,000円】	57,600円 [年4回目以降：44,400円]
低所得者（※2） （※3）	Ⅱ	8,000円	24,600円
	Ⅰ		15,000円

（※1） 現役並み所得者とは、住民税課税所得が145万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる世帯の人。

現役並み所得者Ⅲとは住民税課税所得690万円以上、現役並み所得者Ⅱとは住民税課税所得380万円以上、現役並み所得者Ⅰとは住民税課税所得145万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる世帯の人。

但し、この基準に該当する場合であっても、被保険者の収入・世帯状況により負担割合が変更となる場合があります。詳細はお問い合わせください。

（※2） 低所得者Ⅱとは、その属する世帯の全ての世帯員が住民税非課税の人。

（※3） 低所得者Ⅰとは、低所得者Ⅱの要件に加え、全ての世帯員が、所得区分ごとに必要経費・控除（年金所得は控除額を80万円として計算）を差し引くといずれの所得も0円になる人。

*医療機関等の窓口で上表の自己負担限度額の適用を受ける場合は、現役並み所得者Ⅰ・Ⅱの人は「限度額適用認定証」、低所得者Ⅰ・Ⅱの人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要です。（要申請）

（低所得者Ⅰ・Ⅱの人は、入院時の食費の標準負担額も減額されます。）

★その他

○入院時の食費の標準負担額（1食）は、一般・現役並み所得者は460円、低所得者Ⅱは210円（過去12ヶ月の入院日数が90日を超える場合は160円）、低所得者Ⅰは100円です。

○特定の疾病で医療機関にかかっている人（人工腎臓を実施している慢性腎不全、血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害又は先天性血液凝固第Ⅸ因子障害、抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（HIV感染を含み、厚生労働大臣の定める者に係るものに限る。）は、「特定疾病療養受療証」を提示することにより、同一月に同一の医療機関に支払う一部負担金は10,000円までになります。（要申請）

【お問い合わせ先】

(被保険者の認定・医療の給付) 国保医療課 給付係 TEL 559-5049
(保険料の賦課納付に関する事) 国保医療課 資格収納係 TEL 559-5050
FAX 559-2636
兵庫県後期高齢者医療広域連合 TEL 078-326-2612 (代表)

24. 高齢期移行助成 (旧老人医療費助成)

65歳～69歳の人で健康保険に加入されている人について、申請により高齢期移行受給者証を交付します。但し、所得制限があります。

診療を受ける際、健康保険証と高齢期移行受給者証を医療機関の窓口に提示することにより、下記の一部負担金、自己負担限度額の適用を受けます。

★ 自己負担限度額

同一月内に、下表の自己負担限度額を超えて一部負担金を支払ったときは、申請により超えた額を支給します。

対象者	負担区分	負担割合	自己負担限度額/月	
			外来	外来+入院
65歳に達する月の初日から70歳に達する月の末日(1日生まれの人は前月末日)まで	区分Ⅱ※	2割	12,000円	35,400円
	区分Ⅰ		8,000円	15,000円

●区分Ⅱ：住民税非課税世帯で本人の年金収入を加えた他の所得との合計が80万円以下の方

●区分Ⅰ：区分Ⅱを満たす人のうち、住民税非課税世帯で、かつすべての世帯員の所得が0円(年金は年金収入から控除額を80万円までとして計算した額)

※昭和27年7月1日以降生まれの区分Ⅱの方は所得によって要介護2以上が要件に加わりません。

詳しくは下記窓口までお問い合わせください。

【窓 口】

国保医療課 給付係 TEL 559-5049 FAX 559-2636

25. さんだ生涯学習カレッジ

55歳以上のシニア層を対象に継続的な学習機会を提供し、主体的な学びや活動を通して、地域社会に資する人材の育成を図ります。

(1) 基本理念

学びをいかした「生きがいつくり」「人づくり」「地域づくり」をめざそう

(2) 運営の基本方針

学生同士が楽しく交流し、生きがいを見つけ、仲間づくりを進める。

学んだ知識、学生間のネットワークを地域活動につなげる。

(3) 学習内容

① カレッジ（新課程）

学習年限期間は3年で、1年生（教養課程）では日常生活に即した様々な課題について学習します。グループ討論や参加型学習、実習等を通して、知識や技術を身に着けるとともに、交流の促進も図ります。カレッジ2年生（専門課程）では、「ふるさと再発見」「健康・福祉」「くらし創造」からコースを選択し、関心のある分野について専門的知識・技術を学びます。カレッジ3年生（研究課程）は、2年生で選択した「ふるさと再発見」「健康・福祉」「いきいき生活」のコースごとに、グループ学習や実践活動の進め方を学びます。

② 大学院専門コース…令和3年度まで開講

「郷土史」「健康福祉」「自然環境」の3つの専門コースの中から1つを選択し、専門知識を深めます。

③ 研究科

学習者自身が課題を見つけて研究し、課題解決することを目指します。少人数でのゼミ形式とし、グループワーク等も実施しながら受講者同士がお互いに教え合い、学びます。コースには三田の歴史、文化、産業、自然等の魅力、課題を学び、地域社会における人間関係のあり方や様々な地域活動について学習する「地域活動コース」、創業意欲の醸成を図りながら、社会や地域に貢献できる基礎知識とスキルを学び、地域社会の問題をビジネスで解決する方法について学習する「創業支援コース」があります。令和3年度については、地域活動コースは閉講、創業支援コースはオンラインで講座を行っています。

④ クラブ活動…令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、全クラブ休止

自主的な活動を通じて学生相互の交流、生きがいを図ります。フォークダンスや健康料理、コーラス、書道、ヨガ等のクラブがあります。